

国民年金のお知らせ

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が届きます

国民年金保険料は、納付した金額が所得税および住民税の社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告の際「社会保険料控除証明書」を添付してください。また、家族の国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除に加えることができます。

控除証明書は電子データでも受け取れます。マイナポータルから送付希望の登録をしてください。

■社会保険料控除証明書が届く時期(予定)

- ▶ 1月から9月の間に納付した方
10月下旬から11月上旬にかけて順次送付
- ▶ 10月から12月の間に納付した方
翌年2月上旬

■社会保険料控除証明書紛失などの照会先

- ・ナビダイヤル 0570-003-004
- ・ナビダイヤルが利用できない方 03-6630-2525
- ・豊岡年金事務所 0796-22-0948

障害基礎年金の受給要件

- ①障害の原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日(初診日)に、国民年金に加入していること
- ※国民年金に加入していない20歳前や60歳以上65歳未満の期間(日本国内に住んでいること)に初診日があるときも含む。
- ※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方は除く。
- ②障害認定日(初診日から1年6カ月を経過した日)または、障害認定日以降に状態が重くなった場合には、65歳に達する日の前日まで

に国民年金法で定める1級または2級に該当していること。

- ③初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに一定の保険料が納付または免除されていること。または、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

(20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません)

産前産後期間の保険料免除制度

- ▶対象者 「国民年金第1号被保険者」で出産日が2019年2月1日以降の方
- ▶届出時期 出産予定日の6カ月前から可能
- ▶保険料の免除期間
出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月分の保険料を免除
- ▶産前産後期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- ▶マイナンバーカードをお持ちの方は、スマホなどでマイナポータルを利用した電子申請ができます。

国民年金保険料の追納制度

国民年金保険料の免除、学生納付特例や納付猶予を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、年金額が少なくなります。

ただし、10年以内であれば保険料を後払い(追納)できます。また、追納された保険料は全額社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減される場合があります。追納制度の利用には申込みが必要です。

《問合せ》国保・年金課 ☎21-9061

または、各振興局市民福祉課

2027年度社会体育施設使用希望調査について

来年度の社会体育施設の使用予定を調整するため、次の調査を行います。

▶対象施設

▷体育館

総合体育館、中竹野ふるさと館、
竹野B&G海洋センター、日高文化体育館、
出石B&G海洋センター、資母体育館
但東中央体育館

▷野球場

こうのとりスタジアム
植村直己記念スポーツ公園
出石総合スポーツセンター

▷その他

豊岡総合スポーツセンター陸上競技場
玄武洞スポーツ公園、神美台スポーツ公園など

▶対象期間

2027年4月1日(木)～2028年3月31日(金)

▶申込み

所定の様式でメールで申し込んでください。

▶申込期限

11月18日(水)午後5時まで

▶その他

- ①使用申込の対象は、大会と日高文化体育館での文化事業です。
- ②希望者が重複する場合には、各代表者による調整会議(12月予定、別途連絡)で調整します。
- ③施設によっては使用できない期間もあります。事前に市ホームページを確認してください。

《申込み・問合せ》

文化・スポーツ振興課 ☎21-9023

メール：sports@city.toyooka.lg.jp 市ホームページ▲



地域おこし協力隊紹介 ～私と活動と、時々、暮し～

個性あふれる隊員自らが活動を紹介するシリーズ
《問合せ》地域づくり課 ☎21-9096



vol.61

江原の魅力を可視化する交流の場づくり

まつざき よしくに
松崎 義邦

島根県松江市出身。豊岡演劇祭への参加をきっかけに豊岡につながりを持ち、2025年10月に日高町江原に移住。

江原には商人のまちとして栄えた歴史があります。商店の数は減りましたが、地域の方には商人特有の世話焼きな気質が受け継がれているように思います。栄えた歴史があるからこそ、住民たちは「江原にもう一度賑わいを」という気持ちを抱いていて、私はその気持ちに共鳴しました。

江原の魅力を演劇・本・屋台といったメディアを通して可視化し、大学生や江原を訪れるアーティストと住民が交流できる場を作ろうとしています。賑わいは人と人との交流から始まるものです。交流とは必ずしも密な関わりを要するものでもありません。緩やかに交流できる場作りを通して、江原の賑わいに寄与できるよう活動していきたいと思っています。



「ほんまち休憩所」Instagram▲

火災を出さないために 「住宅火災編」

ちょっと離れるが火事のもと！

調理中にその場を離れるときは必ず消火し、グリル庫内もこまめに掃除して発火を防ぎましょう。



たばこの火の始末は水につけてしっかりと！

寝たばこは絶対に避け、吸い殻は時間が経ってからの火災を防ぐため、水につけて確実に消しましょう。



コンセントプラグのほこりを掃除！

ほこりの定期的な掃除に加え、コードを曲げたり束ねたりして使用しないよう注意しましょう。



《住宅用火災警報器の点検もお願いします》

警報器が古くなると故障や電池切れなどで、いざというときに感知しくなりま。警報器の点検ボタンを押すか点検ひもを引っ張り、作動確認を行ってください。(電池交換の目安は10年です)



《問合せ》豊岡消防署 ☎24-8039

【受付中】太陽光発電設備・蓄電池の新しい補助金制度が始まりました！

市の補助金に加え、新たに兵庫県
の補助金も活用できるようになりました。



▶補助対象

▷太陽光発電設備：1kWあたり7万円(上限5kW 最大35万円)

▷蓄電池：対象経費の1/3(1kWhあたり4.7万円まで、上限5kWh 最大23.5万円)

▶補助要件

▷太陽光発電設備と蓄電池を同時設置すること
▷太陽光発電設備は、市内の自ら居住する戸建て住宅など(新築・既築)の屋根に設置すること

▷FIT制度の認定を取得しないこと

▷発電電力量の30%以上を敷地内で自家消費すること

▷申請時点で未契約・未着工であること

▷2026年12月25日(金)までに申請、2027年1月29日(金)までに実績報告すること

▶申請方法

▷詳細は、市ホームページで確認してください

▶注意事項

▷他の補助金制度との併給はできません



《申込み・問合せ》脱炭素推進室

☎21-9136

消費生活相談員の知恵袋 64

～不用品引き取りに注意～



事例 テレビ、エアコンなど不用品を何でも無料で引き取るというチラシが郵便受けに入っていた。壊れたテレビがあるので興味を持ったが、このような業者は信用できるか。

アドバイス 家庭から出る廃棄物の収集・運搬には市町村の許可が必要です。無許可業者に処理を依頼すると回収した品物を不法投棄される危険があります。テレビ、エアコンなどは家電リサイクル法に基づき、料金を支払って適切に処理する必要があるので、購入店などに引き取りを依頼してください。

また広告では「安価で引き取り」をうたっているが実際には高額な処理費用を請求されるトラブルも起きています。クーリングオフできる場合もあるので、納得いかなければその場で支払わず消費生活センターに相談してください。



《豊岡市消費生活センター》

●相談場所 生活環境課内

●電話相談 ☎21-9001

市ホームページ▲